

第1章 総則

(目的)

第1条 本特記仕様書は、長野市（以下「発注者」という）が国土調査法に基づき実施した地籍調査成果が、令和6年能登半島地震に伴う地殻変動により現況に適合しなくなったことから、成果を適正に復旧するために行う地籍調査実施済地区検証測量等業務（以下「本業務」という）の委託において、本業務を受託するもの（以下「受注者」という）が遵守及び準拠すべき主要事項を定めたものである。

(準拠する法令等)

第2条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書のほか請負契約書及び以下の法令規程等に準拠し、業務遂行について監督職員と十分な協議を行うこと。

- (1) 国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）（最終改正：令和2年3月31日法律第12号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年3月31日政令第59号）（最終改正：令和6年10月30日政令第327号）
- (3) 国土調査法施行規則（平成22年10月12日国土交通省令第50号）（最終改正：令和2年9月29日国土交通省令第79号）
- (4) 地籍調査作業規程準則（昭和32年10月24日総理府令第71号）（最終改正：令和6年6月28日国土交通省令第73号）
- (5) 地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年3月14日国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）（最終改正：令和6年6月28日国不籍第270号）
- (6) 基準点測量作業規程準則（昭和61年11月18日総理府令第51号）（最終改正：平成30年3月30日国土交通省令第15号）
- (7) 地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年3月14日付け国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）（最終改正：令和3年3月31日付け国不籍第578号）
- (8) 地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成14年3月14日付け国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）（最終改正：令和6年6月28日国不籍第284号）
- (9) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (10) 地震による地殻変動後の座標補正実施要領（平成29年3月28日付け国土籍第396号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）（最終改正：平成30年4月17日国土籍第29号）
- (11) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (12) 長野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月23日長野市条例第43号）
- (13) 長野市財務規則
- (14) その他関係法令及び通達等

(業務上の疑義)

第3条 受注者は、本業務の実施において不明な点及び疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議を行うものとする。

(作業計画)

第4条 受注者は、作業の開始に先立ち、各工程別作業実施計画書、着手届、工程表、担当技術者・現場代理人及び主任技術者等の通知、技術者経歴書（3ヶ月以上の直接雇用関係にあることを証する書類を添付）を発注者に提出し承認を得るものとする。

2 主任技術者は、測量法（昭和24年法律第188号）第50条及び第51条の規定する測量士の有資格者で、且つ公益社団法人全国国土調査協会認定する地籍主任調査員及び一般社団法人日本国土調査測量協会認定する地籍調査管理技術者の有資格者でなければならない。（資格証の写しを添付すること）

3 現場代理人は、測量法（昭和24年法律第188号）第50条及び第51条の規定する測量士の有資格者で、且つ一般社団法人日本国土調査測量協会認定する地籍調査管理技術者の有資格者でなければならない。

4 担当技術者は、測量法（昭和24年法律第188号）第50条及び第51条の規定する測量士または測量士補の有資格者でなければならない。

5 主任技術者及び現場代理人・担当技術者は、請負契約書・本特記仕様書・設計図書等に基づき、適切に業務を実施しなければならない。

(資料等の貸与並びに返還)

第5条 受注者は、本業務を履行するにあたり必要な資料については、発注者と協議のうえ、その貸与を受けることができる。なお、貸与された資料及び図面は本業務終了後に直ちに発注者に返却しなければならない。

(秘密保持義務)

第6条 受注者は、本業務の履行にあたり知り得た内容及び結果等を発注者の許可なくして第三者に漏らし、または利用してはならない。

2 受注者は、前項の規定に違反し発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約変更)

第7条 本業務の数量は設計図書の通りとし、業務の履行にあたり特段の事情による数量の変更が生じた場合については、発注者と受注者の協議のうえ契約変更の対象とする。

(業務記録及び外業作業状況写真等)

第8条 受注者は、各作業工程の完了後及び発注者が提出を求めた場合は速やかに業務記録を提出しなければならない。

2 受注者は、検証測量等の外業作業時において、作業状況が確認できる状況写真を撮影し、提出するものとする。

(社内検査)

第9条 受注者は、各作業工程の完了時、業務完了後に手直しまたは検査が困難となる成果品について自主的に社内検査を行い、その結果を発注者に報告しなければならない。

2 社内検査を行う者は、本業務の現場代理人・主任技術者以外の者で地籍調査業務に精通した者が行うことを原則とすること。

(検査及び契約不適合責任)

第10条 受注者は本業務が完了したときには、速やかに関係書類を提出し、発注者による完了検査を受けなければならない。

2 前項の検査に合格しない場合には、発注者が指定する期間内に修正を行い、再検査を受けなければならない。

3 本業務が完了し、成果品を引き渡した後においても、成果が認証され登記所送付により登記が完了するまでの間において、受注者の責に帰すべき誤りがあり契約の内容に適合しないことが判明した場合、受注者は自己の責任において適正な成果に修正しなければならない。

(土地への立入及び身分証明書)

第11条 受注者は、本業務の作業実施のため土地に立ち入る場合は、発注者が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があれば、これを呈示すること。

2 土地に立ち入る場合は、あらかじめ土地所有者及び関係人にその旨を通知すること。

3 言動に十分に注意し、土地所有者及び関係人との紛議を起こさないように努め、作業が円滑に進むように配慮しなければならない。土地所有者及び関係人とのトラブル等が発生した場合は、速やかに発注者に連絡し、対応を協議するものとする。

4 受注者は、本業務終了後に直ちに身分証明書を発注者に返却すること。

(保安)

第12条 受注者は、本業務の作業において交通の妨害となるような行為を行ってはならない。また、公衆に迷惑を及ぼさないよう作業しなければならない。

2 交通及び公衆に影響を及ぼす恐れのある作業を行う場合、発注者及び関係機関と十分な打ち合わせを行い、必要な手続きを行って許可を得ること。

3 作業に従事するものは、常に言動に十分注意し、公衆等と無益の摩擦や紛争を起こさないように留意すること。

4 業務中に事故が生じた場合は、所要の措置を講じるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について速やかに発注者に報告すること。

(情報セキュリティ)

第13条 受注者は、本業務の履行にあたり、別紙「情報セキュリティ要件」を遵守しなければならない。

2 発注者は、受注者が前項に規定する情報セキュリティ要件に違反し、発注者が損害を受けたときは、受注者にその損害を賠償請求することができる。

(個人情報保護)

第 14 条 受注者は、本業務を履行するため個人情報を取り扱う場合には、別紙「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(長野市公契約等基本条例に関する事項)

第 15 条 受注者は長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。

2 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。

3 長野市公契約等労働環境報告書 1 部及び業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの）2 部を契約後速やかに発注者へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

(業務の再委託)

第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、または仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

2 仕様書に主たる部分の指定がない場合は、おおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

3 受注者は、前各項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、その者の称号または名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

第 2 章 業務内容

(区域及び作業工程)

第 17 条 本業務の区域及び作業工程は次のとおりとする。

(1) 単位区域名（計画区の名称）

- 1 戸隠豊岡 14 区
- 2 戸隠豊岡 15 区
- 3 鬼無里日影 2 区
- 4 信州新町牧田中 2 区
- 5 信州新町牧田中 3 区
- 6 中条住良木 11 区
- 7 中条住良木 12 区
- 8 中条住良木 13 区
- 9 中条住良木 14 区
- 10 大岡乙 6 区

- 11 大岡乙7区
- 12 豊野町豊野3区
- 13 豊野町豊野4区

(2) 期 間 契約日から令和8年2月13日まで

(3) 作業工程

- ア 座標補正 (変動補正パラメータ及び補正計算ソフトウェアを用いる)
- イ 検証測量 (C・F I・F II - 1 工程)
- ウ 面積の点検

(計画及び協議)

第18条 受注者は本業務の実施にあたり、本業務の目的及び趣旨を十分に理解したうえで、適切な工程計画の立案・使用する機械器具の点検整備・資材等の手配を実施し、発注者と打合せ協議を行うこと。

(座標補正)

第19条 座標補正は、地震による地殻変動後の座標補正実施要領（平成29年3月28日付け国土籍第396号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）（最終改正：平成30年4月17日国土籍第29号）に従い実施するものとする。

(検証測量)

第20条 検証測量は、地震による地殻変動後の座標補正実施要領（平成29年3月28日付け国土籍第396号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）（最終改正：平成30年4月17日国土籍第29号）に従い実施し、同要領第8条第4項を適用するものとする。

(面積の点検)

第21条 受注者は、座標補正及び検証測量を行った後、地震発生前の測量成果による座標値に基づく面積と地震による地殻変動後の座標補正を行った座標値に基づく面積を比較し、面積値の差異が公差内であることを確認した比較表を単位区域毎に作成すること。

2 閲覧（H工程）が終了していない「豊野町豊野3区」及び「豊野町豊野4区」の2つの単位区域については、座標補正後の座標値に基づく面積を次のとおり成果として取りまとめること。なお、面積値に差異が生じない場合は、この限りではない。

- ア 地積測定観測計算諸簿
- イ 地積測定成果簿
- ウ 筆界点座標値等の電磁的記録
- エ 精度管理表

3 第1項により面積値の差異が公差を超過する単位区域があった場合は、第2項に準じて座標補正後の座標値に基づく面積を成果として取りまとめること。

(成果品の検定)

第22条 受注者は、成果品について第三者機関（「地籍調査事業工程管理及び検査規程細則」6 第三者機関による地籍調査成果品の検定に定める基準を満たす機関）による検定を受けなければならない。

2 検定を受ける成果品は、座標補正に関する成果、検証測量（C・FⅠ・FⅡ-1工程）に関する成果とする。

第3章 成果品

(成果品の帰属)

第23条 本業務の成果品は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条及び第47条の3に定める全ての権利及び民法（明治29年4月27日法律第89号）第206条に定める所有権（以下「著作権等」という）を発注者が所有するものとする。

(成果品)

第24条 本業務の成果品は、地震による地殻変動後の座標補正実施要領（平成29年3月28日付け国土籍第396号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）（最終改正：平成30年4月17日国土籍第29号）第12条に従って整理するものとする。

2 前項のほか、打合せ協議記録、業務記録、外業作業状況写真、社内検査報告書、成果品の検定を行った第三者機関の発行する検定証明書及び検定記録書、各成果の電子データ、そのほか作業工程に必要なもので発注者が指示するものについて成果品として整理すること。

(その他)

第25条 本特記仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。

(別紙)

情報セキュリティ要件

(責任者、作業内容、作業者及び作業場所の特定)

第1 受注者は、この契約の履行に係る責任者、作業内容、作業者及び作業場所をあらかじめ特定し、発注者に対して通知しなければならない。なお、この内容を変更する場合についても同様とする。

(情報資産の保存場所)

第2 この契約に係る情報資産は、日本国内に保存しなければならない。

(提供されるサービスレベルの保証)

第3 受注者は、通信の速度及び安定性並びにシステムの信頼性の確保等の品質を維持するため、発注者が必要とする場合は、サービスレベルを保証する内容（稼働率、バックアップの方法を含む）及びサービスが中断した場合の復旧内容（復旧時間を含む）を提示しなければならない。

(アクセスを許可する情報資産の種類及び範囲)

第4 受注者は、この契約に係る情報資産の種類及び範囲を定義し、種類及び範囲ごとのアクセス許可及びアクセス時の情報セキュリティ要求事項並びにアクセス方法の監視及び管理を行わなければならない。

(仕様及び設定の変更)

第5 受注者は、この契約に係る仕様及び設定を変更する場合は、事前に発注者と協議の上、変更しなければならない。ただし、仕様及び設定の変更の内容により、発注者と協議が難しい場合は、発注者が認めた場合に限り、事前の報告のみで変更を行うことができる。

(従業員に対する教育の実施)

第6 受注者は、情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、従業員に対し教育を行わなければならない。なお、発注者が必要とする場合は、その教育の内容及び実施状況を提示しなければならない。

(提供された情報資産の目的外利用及び受注者以外の者への提供の禁止)

第7 受注者は、発注者から提供された情報資産について、この契約業務以外に利用し、又は受注者以外の第三者に提供してはならない。

2 前項の規定は、受注者の従業員であって転勤等によりこの契約の履行に係る業務に従事しなくなった者及び退職等により受注者の従業員でなくなった者についても適用される。

(情報資産の持出し及び複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、この契約に係る情報資産の持出し及び用紙、記録媒体等への複写又は複製をしてはならない。ただし、その目的、情報資産の内容及び情報セキュリティ対策が十分に取られていることを発注者に示し、その承認を得た場合は、この限りではない。

(情報資産の持込み)

第9 受注者は、情報資産を持ち込む場合は、情報セキュリティ対策が十分に取られていることを発注者に示し、その承認を得なければならない。

(安全管理義務)

第10 受注者は、この契約に係る情報資産を取り扱う、又は管理する場合は、受注者以外の第三者によって発注者の意図しない変更が加えられないようにするとともに、紛失、損傷及び焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備し、管理しなければならない。なお、発注者が必要とする場合は、当該管理体制を提示しなければならない。

2 受注者は、発注者から情報資産の提供を受けた場合は、受領証を作成し、提出しなければならない。

3 受注者は、この契約に係る情報資産を取り扱う場合は、情報漏えい等の防止のため技術的安全管理措置を講じなければならない。また、発注者に当該措置の内容が適正であることを示し、その承認を得なければならない。

4 受注者は、前項の規定において講じた技術的安全管理措置の実施状況を定期的に発注者に報告しなければならない。

(業務終了時の情報資産の返還、廃棄又は消去等)

第11 受注者は、この契約に係る情報資産が必要でなくなった場合又は発注者から指示があった場合は、速やかにこれを返還、廃棄又は消去をし、それを証明する書類を発注者に提出しなければならない。なお、この要件第8により作成したこの契約に係る情報資産の用紙、記録媒体等の複写又は複製もこれに準ずる。

2 前項の規定は、受注者の従業員であって転勤等によりこの契約の履行に係る業務に従事しなくなった者及び退職等により受注者の従業員でなくなった者についても適用される。

(業務上知り得た情報の守秘義務)

第12 受注者は、この契約により知り得た情報の内容を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 前項の規定は、受注者の従業員であって転勤等によりこの契約の履行に係る業務に従事しなくなった者及び退職等により受注者の従業員でなくなった者についても適用される。

(再委託に関する制限事項の遵守)

第13 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、情報の取扱いを伴う委託業務を自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 発注者は、例外的に再委託を承諾する場合は、再委託事業者における情報セキュリティ対策が十分取られており、受注者と同等の水準であることを確認しなければならない。

3 受注者は、前項の規定において、再委託（再委託事業者が更に再委託を行う場合を含む）を行う場合は、この要件第3、同第4、同第5、同第6、同第7、同第8、同第9、同第10、同第11、同第12の規定が再委託事業者等にも適用されることを当該再委託事業者等へ説明し、遵守させなければならない。

(業務の定期報告及び緊急時報告義務)

第14 発注者及び受注者は、定期報告及び緊急時報告の手順を定め、この契約の履行に係る業務

の状況を適正かつ速やかに確認できるよう体制を整備しなければならない。なお、緊急時の職員への連絡先は、あらかじめ相互に通知しなければならない。

(発注者による監査又は検査)

第15 発注者が、受注者が実施する情報システムの運用、保守、サービス提供等の状況を確認するため、監査又は検査を行う場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

(発注者による情報セキュリティインシデント発生時の報告及び公表)

第16 受注者は、この契約に関し、情報セキュリティインシデントの発生及び検知をした場合は、この要件第14の体制に基づき、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。なお、発注者は当該情報セキュリティインシデントの公表をあらかじめ受注者と協議の上、必要に応じて行い、受注者は公表への協力に努めなければならない。

(損害賠償)

第17 発注者は、情報セキュリティインシデントが発生し、それによる損害の賠償を第三者から請求された場合において、その情報セキュリティインシデントが受注者（この要件第13の規定による再委託事業者を含む）によりこの要件が遵守されなかったことによるものであるときは、受注者（この要件第13の規定による再委託事業者を含む）に対して、発注者が負う損害賠償の額と同等の額を請求することができる。なお、受注者の従業員（転勤等によりこの契約の履行に係る業務に従事しなくなった者及び退職等により受注者の従業員でなくなった者を含む）であってこの契約の履行に係る業務に従事した者の行為に基づく場合を含むものとする。

(適用する法令)

第18 この契約及びこの要件は、日本国の法令に準拠するものとする。

(裁判管轄)

第19 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(別紙)

個人情報等取扱特記事項

(個人情報等の保護に係る受注者の責務)

第1 受注者は、履行に当たって、個人情報等を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他関係法令等を遵守し、個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、第4第1項により再委託を行う場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(利用目的以外の目的のための利用の禁止)

第3 受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報等を取り扱う場合には、本契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、個人情報等の適正な安全管理が図られていることを発注者が確認し、発注者が承諾した場合を除き、個人情報等の取扱いを伴う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 前項において、受注者は、再委託先に対しその履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。再委託を受けた者がさらに再委託を行う場合も同様とする。

(個人情報等の複写及び複製の禁止)

第5 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うため発注者から引き渡された個人情報等を、複写及び複製してはならない。

(個人情報等の安全管理)

第6 受注者は、発注者から引き渡された個人情報等及び受注者が契約履行のために作成したそれらの記憶媒体については、施錠できる保管庫又は施錠、入退管理の可能な保管室に保管するなど適正に管理しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報等の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 受注者は、この契約による業務を行うために必要な場合を除き、事務所内から個人情報等を持ち出してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第7 受注者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報等の改ざん、滅失、損傷、漏えい等があった場合には、発注者に、直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

(個人情報等が掲載された資料等の返却義務又は廃棄義務)

第8 受注者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報等又は個人情報等が記録されている媒体が必要でなくなった場合には、発注者の指示により、速やかに当該個人情報等の返却又は復元若しくは判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体を廃棄しなければならない。

2 受注者は、前項の消去又は廃棄した結果について、発注者に報告しなければならない。

3 第4第1項により再委託先がある場合には、再委託先の個人情報等の消去又は廃棄について受注者の責任において行うとともに、その状況を前項の報告とともに発注者に報告しなければならない。

(報告及び検査)

第9 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受注者に対し、個人情報等の管理の状況について報告を求めることができる。

2 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、作業の管理体制、実施体制等の個人情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(疑義についての協議)

第10 この特記事項の各項目で規定する個人情報等の管理方法等について疑義等が生じたとき又はこの特記事項若しくは仕様書に定めのない事項については、両者協議の上定める。

地震による地殻変動後の座標補正実施要領

(平成 29 年 3 月 28 日付け国土籍第 396 号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知)

最終改正 平成 30 年 4 月 17 日 国土籍第 29 号

(目的)

第 1 条 地震に伴う地殻変動により、地籍調査成果が現況に適合しなくなった地域において、地籍調査成果を適正に復旧するための方法は、この実施要領に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 本実施要領において、次の各号に掲げる用語の定義は以下のとおりとする。

一 変動補正パラメータ

地震後に地籍図根三角点等で測量により得られた地殻変動量から、補間法を用いて数百 m 間隔の格子点上において求められた地殻変動量のこと。

二 補正計算ソフトウェア

変動補正パラメータ等を用いて任意の点での地殻変動量を、計算するためのソフトウェアのこと。

三 座標補正 変動補正パラメータを使用して、地震前の座標値を地震後の座標値に補正すること。

四 標高補正 変動補正パラメータを使用して、地震前の標高値を地震後の標高値に補正すること。

五 改算 与点は、地震後の新座標値及び新標高値を使用し、観測データは地震前のものを用いて網平均計算を行い新座標値及び新標高値を算出すること。

六 検証測量 変動補正パラメータによる補正や改算により算出された地震後の座標値が現地と整合がとれているか確認するため、一部の図根点や筆界点を抽出して、実際に現地で測量作業を実施し、新座標値で算出した辺長と比較点検すること。

七 改測 検証測量の結果、制限値を超えていた場合に、再度、測量を実施すること。

八 再調査 地籍調査が完了している（成果を登記所に送付済み）地区において、再度、地籍調査を実施すること。

九 基準点等 地籍調査作業規程準則（昭和 32 年法律総理府令第 71 号）第 38 条に定める測量の基礎とする点のこと。

十 認証者検査 地籍調査の成果について国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により認証する者が地籍調査の各工程別の実施する検査のこと。

(作業の順序)

第 3 条 地震による地殻変動後の座標補正は、次に掲げる作業の順序に従って行うものとする。

- (1) 作業計画
- (2) データ整備
- (3) 座標補正（必要に応じて標高補正を含む）
- (4) 検証測量（又は座標値の点検）
- (5) 成果等の整理

(作業計画)

第 4 条 作業計画は、座標補正及び標高補正を行う地籍調査成果の認証者検査の状況や調査実施当時の測量手法等の状況を十分把握し、作業計画書を作成し、監督職員の承認を得るものとする。

(データ整備)

第 5 条 座標データ及び標高データ整備は、座標補正で用いる変動補正パラメータの補正計算ソフトウェアの入力形式に対応したデータを整備するものとする。

2 座標データは、地籍図根三角点、地籍図根多角点、細部図根点及び筆界点毎に整備するものとする。また、標高データは、地籍図根三角点、地籍図根多角点について整備するものとする。

(座標補正・標高補正)

第6条 前条で整備された座標データを変動補正パラメータ及び補正計算ソフトウェアを用いて、地籍図根三角点、地籍図根多角点、細部図根点及び筆界点毎に座標補正を行うものとする。また、標高値を補正するための変動補正パラメータが公開されている地域においては、地籍図根三角点、地籍図根多角点の標高補正を行うものとする。

(改算)

第7条 地殻変動により、地籍測量の測量成果が修正された場合には、修正された地籍測量成果を基に改算するものとする。この場合、改算は、現況に適合しなくなった成果が適切な計算処理で修正可能であることを確認の上、行うものとする。

(検証測量)

第8条 座標補正、標高補正及び改算の結果を点検するため、検証測量を行うものとする。

2 認証者検査前の工程により設置された地籍図根点及び細部図根点並びに筆界点の検証測量では、地籍図根三角点は補正を行った点数の10%以上、地籍図根多角点は補正を行った点数の5%以上、細部図根点及び筆界点は補正を行った点数の2%以上を抽出して、隣接測点間(1辺以上)の距離について点検測量を行うものとする。ただし、必要に応じて水平角及び鉛直角の点検測量を実施するものとする。

なお、抽出は、可能な限り同一地域に集中しないように平均的に抽出するものとする。

3 前項の点検測量による値と補正後の座標値による値の較差の許容範囲は、地籍調査作業規程準則運用基準(平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知。以下「運用基準」という。)別表第10、第15、第19及び国土調査法施行令(昭和27年政令第59号。以下「令」という。)別表第4の規定に基づき、次のとおりとする。

また、地籍図根三角点及び地籍図根多角点の検証測量による高低差と補正後の標高値による高低差の較差の許容範囲は50mmとするものとする。

(1) 地籍図根三角点

1) TS法

距離	水平角	鉛直角	偏心要素		
			偏心距離	偏心角	鉛直角
20mm	6000/S秒	7500/S秒	15mm	4500/e秒	7500/e秒

備考 1. Sは測点間距離(m単位)、eは偏心距離(m単位)とする。

2. 水平角の許容範囲における測点間距離Sは、夾角をなす2辺のうち距離を比較して長い方を採用する。

2) GNSS法

重複する基線ベクトルの較差	
ΔN 、 ΔE	ΔU
20mm	30mm

備考 1. ΔN は水平面の南北方向の閉合差、 ΔE は水平面の東西方向の閉合差、 ΔU は高さ方向の閉合差。

2. 偏心点で点検を実施した場合は、偏心補正後、本点間の基線ベクトルにより比較を行う。

(2) 地籍図根多角点

1) TS法

距離	水平角	鉛直角	偏心要素		
			偏心距離	偏心角	鉛直角
15mm	4500/S秒	7500/S秒	15mm	4500/e秒	7500/e秒

備考 1. Sは測点間距離(m単位)、eは偏心距離(m単位)とする。

2. 水平角の許容範囲における測点間距離Sは、夾角をなす2辺のうち距離を比較して長い方を採用する。

2) G N S S 法

重複する基線ベクトルの較差	
ΔN 、 ΔE	ΔU
2 0 mm	3 0 mm

備考 1. ΔN は水平面の南北方向の閉合差、 ΔE は水平面の東西方向の閉合差、 ΔU は高さ方向の閉合差。
2. 偏心点で点検を実施した場合は、偏心補正後、本点同士の基線ベクトルの比較を行う。

(3) 細部図根点

1) T S 法

距離	水平角	鉛直角	偏心要素		
			偏心距離	偏心角	鉛直角
15mm	4500/S秒	7500/S秒	15mm	4500/e秒	7500/e秒

備考 1. Sは測点間距離 (m 単位)、eは偏心距離 (m 単位) とする。
2. 水平角の許容範囲における測点間距離Sは、夾角をなす2辺のうち距離を比較して長い方を採用する。

2) G N S S 法

重複する基線ベクトルの較差	
ΔN 、 ΔE	ΔU
2 0 mm	3 0 mm

備考 1. ΔN は水平面の南北方向の閉合差、 ΔE は水平面の東西方向の閉合差、 ΔU は高さ方向の閉合差。
2. 偏心点で点検を実施した場合は、偏心補正を行い、本点同士の基線ベクトルの比較を行う。

(4) 筆界点

- 甲 1 地区 $0.020m+0.003\sqrt{Sm}$
- 甲 2 地区 $0.04m+0.01\sqrt{Sm}$
- 甲 3 地区 $0.08m+0.02\sqrt{Sm}$
- 乙 1 地区 $0.13m+0.04\sqrt{Sm}$
- 乙 2 地区 $0.25m+0.07\sqrt{Sm}$
- 乙 3 地区 $0.50m+0.14\sqrt{Sm}$

(注) Sは筆界点間の距離をメートル単位で示した数とする。

4 認証者検査済の工程により設置された地籍図根点及び細部図根点並びに筆界点の検証測量では、地籍図根三角点は補正を行った点数の10%以上、地籍図根多角点は補正を行った点数の5%以上、細部図根点及び筆界点は補正を行った点数の2%以上を抽出して、測量成果が修正された基準点等から当該抽出点への取付観測により点検を行うものとする。

5 前項の取付観測により算出される座標値(必要に応じて標高)と、補正後の座標値(必要に応じて標高)の較差の許容範囲は運用基準別表第8、第12、第18及び令別表第4の規定を準用し、次のとおりとする。

(1) 地籍図根三角測量

1) T S 法

計算の単位		取付観測における計算値の制限				補正後の座標値(及び標高)との較差	
座標値	標高	新点位置の標準偏差		単位重量の標準偏差	高低角の標準偏差	座標値	標高
		水平位置	標高				
mm位	mm位	10cm	20cm	15"	20"	10cm	20cm

2) GNSS法

計算の単位		取付観測における 三次元網平均計算による標準偏差		補正後の座標値（及び標高） との較差	
座標値	標高	座標値	標高	座標値	標高
mm位	mm位	10cm	20cm	10cm	20cm

- 備考
1. 基線解析では、原則としてPCV（Phase Center Variation）補正を行うものとする。
 2. GNSS測量の軌道情報は放送暦を標準とする。
 3. 気象要素の補正は、基線解析ソフトウェアで採用している標準大気によるものとする。
 4. 基線解析は、観測距離が10 km以上の場合は2周波で行うものとし、観測距離が10 km未満の場合は1周波又は2周波で行うものとする。
 5. 基線解析に使用する高度角は、観測時にGNSS測量機に設定した受信高度角とする。
 6. 電子基準点のみを与点とするGNSS法を実施する場合の与点とする電子基準点の座標値は、セミ・ダイナミック補正を行った今期座標とする。セミ・ダイナミック補正は、国土地理院が提供する地殻変動補正パラメータを使用するものとする。なお、地殻変動補正パラメータは、測量の実施時期に対応したものを使用するものとする。

(2) 地籍図根多角測量

1) TS法

精度 区分	制限 項目	計算の単位		取付観測における計算値の制限			補正後の座標値（及び標高） との較差		
		座標値	標高	新点位置の 標準偏差		単位重量の 標準偏差	高低角の 標準偏差	座標値	標高
				座標値	標高				
甲一		mm位	mm位	10cm	20cm	20" (標準)	30" (標準)	10cm	20cm
甲二		mm位	mm位						
甲三		mm位	mm位						
乙一		mm位	mm位						
乙二		mm位	mm位						
乙三		mm位	mm位						

2) GNSS法

計算の単位		取付観測における 三次元網平均計算による標準偏差		補正後の座標値（及び標高） との較差	
座標値	標高	座標値	標高	座標値	標高
mm位	mm位	10cm	20cm	10cm	20cm

- 備考
1. スタティック法及び短縮スタティック法による基線解析では、原則としてPCV（Phase Center Variation）補正を行うものとする。
 2. GNSS測量の軌道情報は放送暦を標準とする。
 3. 気象要素の補正は、基線解析ソフトウェアで採用している標準大気によるものとする。
 4. スタティック法による基線解析は、観測距離が10 km以上の場合は2周波で行うものとし、観測距離が10 km未満の場合は1周波又は2周波で行うものとする。
 5. 基線解析に使用する高度角は、観測時にGNSS測量機に設定した受信高度角とする。
 6. 電子基準点のみを与点とするGNSS法を採用する場合は、電子基準点のみを与点とする地籍図根多角測量マニュアル（平成29年4月10日付け国土籍第3号）を準用し、取付観測を行うものとする。

(3) 細部図根測量

1) TS法

精度区分	制限項目	計算の単位			取付観測における計算値の制限		補正後の座標値との較差
		角値	辺長値	座標値	方向角の閉合差	座標の閉合差	
甲 一		秒位	mm位	mm位	10 秒+15 秒 \sqrt{n}	20 mm+ 4 mm \sqrt{S}	20 mm+ 4 mm \sqrt{S}
甲 二		秒位	mm位	mm位	15 秒+20 秒 \sqrt{n}	50 mm+ 6 mm \sqrt{S}	50 mm+ 6 mm \sqrt{S}
甲 三		秒位	mm位	mm位	20 秒+30 秒 \sqrt{n}	50 mm+10 mm \sqrt{S}	50 mm+10 mm \sqrt{S}
乙 一		秒位	mm位	mm位	20 秒+45 秒 \sqrt{n}	60 mm+15 mm \sqrt{S}	60 mm+15 mm \sqrt{S}
乙 二		秒位	mm位	mm位	40 秒+55 秒 \sqrt{n}	100 mm+20 mm \sqrt{S}	100 mm+20 mm \sqrt{S}
乙 三		秒位	mm位	mm位	40 秒+65 秒 \sqrt{n}	120 mm+25 mm \sqrt{S}	120 mm+25 mm \sqrt{S}

- 備考
1. 結合する多角網の閉合差の点検計算は、与点から他の与点までとする。
 2. nは当該多角路線の測点数、Sは路線長（m単位）とする。
 3. 厳密網平均計算による場合、単位重量の標準偏差は20秒、水平位置の標準偏差は100mmをそれぞれ標準とする。また、閉合比の制限は、甲一、甲二及び甲三においては1/3,000を標準とし、乙一、乙二及び乙三においては1/2,000を標準とする。なお、厳密網平均計算に用いる重量は、別表第14によるものとする。
 4. 簡易網平均計算による場合の閉合比の制限は、1/2,000を標準とする。
 5. 環閉合差により点検する場合は、方向角及び座標の各制限式の定数項を省いたものとする。
 6. 与点で方向角の取付観測がなく、かつ、厳密網平均計算の場合は、方向角の閉合差の点検を省略できるものとする。

2) GNSS法

計算の単位		取付観測における 三次元網平均計算による標準偏差	補正後の座標値（水平位置） との較差
座標値	標高	座標値（水平位置）	
mm位	mm位	10cm	10cm

(4) 筆界点

- 甲1地区 $0.020m+0.003\sqrt{Sm}$
- 甲2地区 $0.04m+0.01\sqrt{Sm}$
- 甲3地区 $0.08m+0.02\sqrt{Sm}$
- 乙1地区 $0.13m+0.04\sqrt{Sm}$
- 乙2地区 $0.25m+0.07\sqrt{Sm}$
- 乙3地区 $0.50m+0.14\sqrt{Sm}$

(注) Sは筆界点間の距離をメートル単位で示した数とする。

(許容範囲を超過した場合の扱い)

第9条 第8条による検証測量の結果、許容範囲を超過した場合は、検証測量の追加実施を行い、改測の実施について検討するものとする。

(面積の点検)

第10条 一筆地測量成果の座標値を地震後の座標値に補正した場合、補正後の座標値で地積測定した面積値と既測の面積値との間に差異が生じることがあるが、既に閲覧を終了しており、かつ面積値の差異が公差内である場合には、閲覧に供した面積値を地震後の成果とみなし、修正せずにそのまま使用するものとする。

- 2 前項は、地籍簿に記載されている面積値に差異が生じる場合であっても同様の取扱いとするものとする。
- 3 閲覧が終了していない場合には、すべて補正後の数値とした上で閲覧を行うものとする。

- 4 閲覧は終了しているが、面積値の差異が公差を超過する場合には、当該筆に関し、再閲覧を行うものとする。再閲覧の期間、手続き等は、通常の閲覧と同様とするものとする。

(地籍図の作成)

第11条 地震前に地籍図を作成済みであった場合で、座標補正、改算、改測を実施した場合には、地籍図及び地籍図一覧図についても、原則再作成するものとする。ただし、以下の条件をいずれも満たす場合（図の縮尺と図根点等の移動量により、見た目上、図に変更が生じない場合）には、図の再作成を省略できるものとする。

- ・図郭内のすべての地籍図根点、細部図根点及び筆界点が、地震前後で図郭範囲を超えた移動をしていない場合
- ・図郭内のすべての地籍図根点、細部図根点及び筆界点の補正量の最大値が、以下の範囲内である場合

地図の縮尺	補正量の最大値
250分の1	0.175m以内
500分の1	0.35m以内
1000分の1	1.00m以内
2500分の1	2.50m以内
5000分の1	5.00m以内

- 2 座標補正、改算、改測を実施した場合は、地籍図の右下整理表題の下欄右半部の「一筆地測量を行った年月」の下にさらに枠を追加し、「座標補正等を行った年月」の次に「修正」の文字を添えて表示するものとする。これは、前項のただし書きにより地籍図を再作成しない場合及び地震前に地籍図の作成に至っていなかった場合でも、座標補正等を実施した場合には、同様に追記するものとする。

E 3 3	2 0 1 0 ・ 1 2 調査
1 : 5 0 0	2 0 1 1 ・ 1 測図
	2 0 1 6 ・ 9 修正

←今回この欄を追記する。

(成果等の整理)

第12条 座標補正及び標高補正の成果等は、次のとおり整理するものとする。

一 地籍図根三角点、地籍図根多角点、細部図根点の座標補正及び標高補正

- (1) 座標補正及び標高補正に関する計算諸簿、成果簿
- (2) 検証測量に関する観測計算諸簿及び精度管理表

二 筆界点の座標補正

- (1) 座標補正に関する計算諸簿、成果簿
※座標補正に関する計算諸簿については、in,out データ両方記載のもの
- (2) 検証測量に関する観測計算諸簿及び精度管理表
※検証測量における観測計算諸簿とは、観測記録簿、観測手簿、観測記簿、検証測量実施箇所位置図（実施した基線に着色）
- (3) 地震による地殻変動後の座標値に基づく面積計算諸簿
※面積計算諸簿とは、外周面積計算書、地積測定観測計算書
- (4) 地震発生前の座標値に基づく面積と地震による地殻変動後の座標値に基づく面積の比較表
- (5) 地籍図

(認証済み成果の取り扱い)

第13条 認証済み成果（承認済み及び法務局へ送付済みを含む）については、第10条及び第11条のみを適用するものとする。なお、第10条において公差の範囲を超過した場合は、第8条にしたがって地籍図根三角点の検証測量を実施するものとする。

- 2 前項の検証測量の結果、許容範囲を超過した場合は、改測、改算または、アフィン変換による補正

を検討するものとする。

(その他)

第 14 条 座標補正等を実施した場合、数値情報化の工程で作成する地籍フォーマット 2000 のデータにおいては第 11 条第 2 項の対応が不可能であるため、「測量年月」及び「測図年月」に「座標補正等を行った年月」を入力することで足りるものとする。